

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 5 日現在

機関番号：32508

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531009

研究課題名(和文) イギリスの学外試験委員制度に関する歴史的研究 高等教育の質保証に着目して

研究課題名(英文) A Historical Study on the External Examiner System in the British Higher Education

研究代表者

安原 義仁 (YASUHARA, YOSHIHITO)

放送大学・公私立大学の部局等・特任教授

研究者番号：00093823

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：高等教育の質保証は、イギリスの場合、何よりもまず、個々の大学・高等教育機関が授与する学位・資格の質と水準の問題として設定されるが、その個々の大学における質保証や自己評価システムおよび第三者評価において、学外試験委員制度はどのように位置づけるのか。その仕組みはどうなっていて、いかなる役割・機能を果たしているのか。何故、イギリスで学外試験委員制度が生まれたのか。

本研究はこれらの問題について、さまざまな観点から総合的な解明を試みた。現代の動向をフォローするとともに歴史にさかのぼりつつ、学外試験委員制度を高等教育の質・水準保証システム全体の中で位置づけた。

研究成果の概要(英文)：In the British higher education system, quality assurance undergoes two processes, namely the institution's internal quality assurance processes and the external quality assurance by the Quality Assurance Agency in Higher Education(QAA). While the latter was recently introduced in the 1990s, the former has a centuries-old tradition in that the British universities have been autonomous, self-governing institutions and that each has been responsible for the quality and standards of its academic programs and awards.

Among several internal procedures for quality assurance, the most time-honored, unique British invention is the external examiners' system which was first introduced at the University of Durham in the 1830s. Since then, the external examining has been the primary safeguard of academic standards in the British higher education. This research examined and clarified the origins and development of the external examiners' system.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：イギリス 高等教育 大学史 質保証 学位 教育水準 学外試験委員制度 ダラム大学

1. 研究開始当初の背景

当時、大学評価や高等教育の質保証が重要課題となっており、先進的なイギリスでの取り組みが注目されていた。イギリスでは1990年代初頭に大学評価の一環として第三者評価機関(QAA)による教育評価(Teaching Quality Assessment, TQA ないし Academic Review)が始まったが、やがて「評価疲れ」が問題となり「負担の少ない評価」への転換がはかられる中、あらためて見直されたのが学外試験委員制度であった。第三者評価機関であるイギリス高等教育質・水準保証機構(QAA)は、近年、学外試験委員制度の再構築をはかる方針を打ち出し、その役割に多大な期待を寄せていた。

学外試験委員制度は、個々の大学が自発的に、相互に協力しつつ生み出し発展させていった他の国々には見られないイギリス固有のシステム・慣行だとされる。大学が提供する教育および授与する学位・資格の質と水準に対して責任を負うのは第一義的には個々の大学だとの前提の下に、当該大学の関係者のみでなく他大学等の専門家にも学外試験委員として試験の実施や学位審査に関与してもらうことによって、より厳格かつ公正に教育(端的には学位・資格)の質と水準を保証しようというのがその趣旨である。イギリスでは大学の自発的な取り組みである制度・慣行を掘り起こし活性化することによって、無理のない実効的な高等教育の質・水準保証システムの確立につなげようとしていた。

2. 研究の目的

1830年代に大学独自の自発的慣行としてダラム大学から始まり、広くイギリス高等教育界に普及・定着していった学外試験委員制度(external examiner system, external examining)の成立と展開について明らかにするとともに、高等教育の質・水準保証の問題を歴史的観点から考察する。

学外試験委員制度がいつ頃、どのような背景のもとで成立し発展していったのか、その運用の実態(誰がどのようにして委員に任命されたのか、その任務はどのようなものだったのか等)はどうであり、いかなる機能・役割を果たしたのかについて歴史的に明らかにする。

加えて、現代における高等教育の質・水準保証という観点から、また、日英の比較史的な視点に立ってイギリスの学外試験委員制度の成立と展開を跡付け、その歴史的・今日的意義を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は文献研究を中心に行ったが、資料の調査収集とあわせ、情報や知見の交換など国内外の専門研究者との交流をはかりながら実施した。

4. 研究成果

高等教育の質保証は、イギリスの場合、何よりもまず、個々の大学・高等教育機関が授与する学位・資格の質と水準の問題として設定されるが、その個々の大学における質保証や自己評価システムおよび第三者評価システムにおいて、学外試験委員制度はどのように位置づけるのか。その仕組みはどうなっていて、いかなる役割・機能を果たしているのか。何故、イギリスで学外試験委員制度が生まれ、広く普及・定着していったのか。

本研究はこれらの問題について、さまざまな観点から総合的に解明した。現代の動向をフォローするとともに、歴史にさかのぼりつつ、学外試験委員制度を高等教育の質・水準保証システム全体の中で位置づけた。

そして、以上の点をふまえて高等教育の質・水準保証にかかわる日英の取り組みについて比較考察した結果、以下のような知見を得た。

(1)イギリスの大学は設立勅許状あるいは

議会の法令により、学位授与権を持った独立の自治法人団体として設立される。大学の設立認可も「大学設置基準」のようなものがあるのではなく、個別手造り方式でなされる。そして、一旦、大学として設立されれば、独自の権限と責任において教育・研究活動を展開する。教育・研究組織のあり方は大学によって様々だが、両者の活動は基本的には分離された形で「学位コース」として学生に提供される。そして、大学が提供する教育の質の保証や授与する学位の水準の維持・向上は、第一義的には個々の大学の責任となる。

それゆえに、イギリスの大学は 1980 年代に大学評価や質保証が大きく取り上げられるずっと以前からこの問題に取り組んできた。優等学位コースの開発と最終学位試験方式や授与される優等学位の等級分類などがそうした例である。また、それと併行して、イギリスに固有の学外試験委員制度という、大学全体として学位の水準を維持する装置が大学間相互の自主自律的取り組みとして形成された。学長委員会(CVCP、現在の全英大学協会 UUK)など大学間連合組織も、相互扶助団体であると同時に強力な圧力団体として、大学の利益を守るため時に教育技能省や高等教育財政機関や QAA に対抗する姿勢を見せ、第三者評価のあり方等をめぐって大きな影響力を行使している。要するに、イギリスの大学は独立の自治法人団体として、独自の自己評価(internal quality assurance)に取り組んできた歴史と伝統を持っていた。

一方、日本の大学は「大学設置基準」に基づく審査によって設立を認可されるが、国立大学の場合には「国の施設」という性格を付与され、「大学の自治」(実態としては「教授会自治」)、「学問の自由」は認められるものの、予算や運営面等において文部省(文部科学省)の強い影響下に置かれてきた。それは「国立大学法人」となった今も変わってはいない。教育の質保証等に関しても、大学基準

協会の活動は例外として、国公立を問わず、個々の大学あるいは大学間連合組織が積極的に取り組むということはほとんどなかった。そうした状況の中で、大学設置基準において大学の「自己点検・評価」が規定されたのである。自己点検・評価が大学の外から他律的に規定されたということ。これは問題のありかを象徴するものだと思う。しかも、その点検・評価は大学の運営を含め活動全般にわたるもので、とくに教育の質や学位の水準に焦点化されていたわけではなかった。

そもそも日本では従来、学士は称号とされ「学位」として位置づけられていなかった。学士が学位として位置づけられたのは 1991 年のことであり、それと同時に「卒業式」も「学位記授与式」へと変わった。以後ようやく、学位を授与する前提としての学士課程教育プログラムに焦点が当てられることになる。ある報告書の表題について、当初「学士課程の再構築」と考えられていたのが、後に「再構築」ではなく「構築」という言葉に変えられたという逸話は、この間の経緯を問わずも露呈するものであろう。

従来の「学部教育」に代わる「学士課程教育」という概念がなかなか定着しないもう一つの要因として挙げられるのは教員組織のあり方である。日本の場合、大学の基本的組織は長い間、学部、学科、講座を中心としてきた。それらは教員組織であると同時に研究・教育組織でもあった。教員組織と教育プログラム(学位コース)の分離、教育活動と研究活動の分離は、「研究と教育の統一」を標榜する「フンボルト理念」の戦前からの根強い影響もあって、容易に理解され受け入れられるものではなかった。さらに、日本の場合、大学入試や大学設置審査に見られるように、「入り口管理」は厳しいけれども「出口管理」はかなり杜撰だとの指摘がしばしばされてきた。「入学するのは難しいが卒業するのは易しい大学」とか「トコロテン方式」という

言葉がその典型例である。学士課程教育の内容やその成果としての学位という大学の出口の問題に何故、関心が向けられなかったは、日本の社会の組織風土や文化に関わる大きな問題であり、ここでは指摘するに留めておこう。以上、要するに、日本の大学は教育の質・水準の問題に関して、個々の教員の努力に任せたまま、組織としては真剣には取り組んでこなかったと言わざるを得ない。

(2)イギリスの場合、社会的な評判と威信において大学間に大きな違いがあるのが実態であるとはいえ、たてまえとしては「イギリスで授与されるあらゆる学位・資格は同一の水準のものでなければならない」とされている。そうした主張がなされる裏付けの一つとして学外試験委員制度と学位の等級分類があり、これらの仕組み通じてイギリスの学位は一定水準に保たれることになっている。かつて「イギリスは指定校制度の国ではなく、指定級制度の国」だとの指摘がなされたが、確かにそういった側面があったし今もある。ただし、上述したように、このたびのQAAによる質保証システムの大幅な見直し作業を迫ったのは、授与される第1級優等学位のインフレ化傾向と大学間の教育の質と水準の格差、そして学外試験委員制度の機能等についての国民一般からの大きな疑念であった。そして目下、学位試験委員制度の再構築が議論の焦点になっているのである。

大学間格差の問題は高等教育システムの規模と構造によるところがあり、一概には比較できないが、日本の場合、たてまえとしてであっても、大学が授与する学位や教育の質と水準は同等であるとは誰も言わないし、言えないだろう。イギリスの学外試験委員制度に類するような学位の水準を一定に保つような装置もないし、そうした取り組みは皆無であったと言ってよい。そもそも、日本の高等教育システムはきわめて多様化したものであることを前提として制度設計されてき

たのであり、イギリスの場合と異なり、「大学」(university)という名称にも、「学位授与権」(学士学位)にもこだわることはあまりなかった。

(3)最後に質と水準の概念・定義についてであるが、イギリスでは、質と水準という言葉は至る所で、様々な文脈において用いられてきた。QAAはこれらの言葉についていちおうの定義をした。しかし、それらの定義が高等教育関係者をはじめ国民一般に正しく理解されたわけではなく、むしろマスメディアや国民一般の受け止め方との違いから混乱を生じさせることとなった。

他方、日本では大学評価に関する言葉は押し並べて「評価」(機関別評価、分野別評価、達成度評価、認証評価など)という言葉で語られる傾向があり、「質保証」も「質」や「水準」について日本の文脈で定義したうえではなく、外来語の翻訳として導入されたきらいがある。大学設置基準の「基準」は「水準」に関わる言葉であり、実際、「水準」という言葉も用いられているが、日本では評価について語られる際、水準よりも質という言葉が一般的であるように思われる。いずれにせよ、日本の場合には、概念の海外からの輸入の多さということもあって、イギリスの場合にもまして、評価用語をめぐる混乱が見られる。とりわけ、「質」と「水準」についての定義・概念整理は緊急を要する課題であろう。

その際、留意すべきは「アカデミック・スタンダード」についての理解である。筆者を含めてだが、従来、この言葉は一般に「研究教育水準」あるいは「研究・教育水準」というように、研究と教育とをあわせて理解されてきた。これはフンボルト的の大学理解に基づくわれわれの解釈であって、イギリスではこの言葉には研究は含まれていない。狭義の意味での高等教育の質保証が国際的な流れとなる中、日本でもその線に沿った質保証への取り組みを推進することが要請されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

・安原義仁「日英高等教育改革の比較考察
質と水準の保証に着目して」『日英教育研究
フォーラム』16号、2012年、pp.5-25。査
読あり。

[学会発表](計 3 件)

・安原義仁「日英高等教育改革の比較考察
質保証に着目して」(中国四国教育学会第
64回大会、山口大学、2012年11月11日)。

・中村勝美「近代イギリスにおける学位試験
制度と質保証」(中国四国教育学会第64回大
会、山口大学、2012年11月11日)。

・土井貴子「ノース・スタッフォードシャー・
ユニバーシティ・カレッジにおける学位水準
の保証「スポンサーシップ」と学外試験委
員に着目して」(中国四国教育学会第64回
大会、山口大学、2012年11月11日)。

[図書](計 件)

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

安原 義仁(Yoshihito Yasuhara)

放送大学・広島学習センター・所長(特任
教授)

研究者番号: 00093823

(2)研究分担者()

研究者番号:

(3)連携研究者()

研究者番号:

(4)研究協力者

中村 勝美(Katsumi Nakamura)

広島女学院大学・学部・准教授

土井貴子(Takako Doi)

比治山大学・短期大学部・講師